

## 空家・あき地の適正管理の促進に関する協定書

島本町（以下「甲」という。）と、一般社団法人島本町シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、島本町内の空家・あき地（以下「空家等」という。）が放置され、管理不全な状態となることを防止するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力し、島本町内の空家等の適正管理の促進に取り組むことにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### （連携業務）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、必要に応じて相互に情報提供を行うなど、連携・協力して取り組むものとする。

(1) 乙は、島本町内の空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）から当該空家の現状確認、報告などの見守り業務若しくは除草、植木の剪定、清掃などの管理業務又はあき地の除草業務を受託した場合は、誠実に履行するものとする。

(2) 甲は、前号に掲げる業務について、広報誌及びホームページによりPR活動を行うとともに、所有者等から相談を受けた場合又は空家等の適正管理に関する指導等を所有者等に行う場合に所有者等へ情報提供を行うものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、満了の翌日から期間を1年間として同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の取組により知り得た所有者等に関する個人情報等を適切に管理し、本協定の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。ただし、所有者等の承諾を得た場合、又は個人が特定できない統計情報として使用する場合はこの限りではない。

### （権利義務の譲渡等）

第5条 甲及び乙は、本協定の取組から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(変 更)

第6条 甲又は乙が本協定内容の変更を申し出た場合は、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号  
島本町長 山田 紘平

乙 大阪府三島郡島本町青葉一丁目3番2号  
一般社団法人島本町シルバー人材センター  
理事長 岡田 佳明